

公共施設の予約変更・取消しをできる期日が

平成29年
3月1日から



利用日の7日前になります

期日を変更することについて

現在、予約した部屋等を変更・取消しできる期間は、利用日の3日前までとなっています。この期間について、例えば利用日直前(3日前)に取消された場合、次に部屋を使おうと考えている方にとっては、期間があまりに短いために活動ができないという状況がでています。このような状況を改善し、より多くの方々に施設をご利用いただけるよう期日を変更することになりました。趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。



変更内容について

対象施設

市民センター等(フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、広野市民センター、藍市民センター、さんだ市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター)

ふれあいと創造の里、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター

有料公園(城山公園、下青野公園、小野公園、三田谷公園、中央公園、駒ヶ谷運動公園、学園東公園、テクノ公園)

※総合文化センター(郷の音ホール)は、対象となりません。

変更内容

	項目	変更前	変更後
①	施設予約の変更・取消し可能期日	利用日の3日前まで	利用日の7日前まで
②	料金還付可能期日 (全額還付)		
③	許可申請期日	原則利用日の3日前まで	原則利用日の7日前まで

※まちづくり協働センターの多目的ホール全室を利用する場合は取扱いが異なります。

※有料公園施設については、②及び③の項目は該当しません。

公共施設案内予約システムの取扱い

公共施設案内予約システムでの予約については、これまでどおり、利用日の3日前まで予約が可能です。

ただし、利用日の7日前を過ぎて予約した場合、変更・取消しができなくなりますので、予約される際は内容をよくご確認ください。



開始日

平成29年3月1日の施設利用分から

